

公告第10号

# 公示送達書

## 公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年6月10日

兵庫県阪神南県民センター長  
(西宮県税事務所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備 考
地方税法の規定によりその例によることとされている 国税徴収法第54条	篠崎 寿	